

菊池環境保全組合「新環境工場等整備事業に伴う環境影響評価準備書」に対する熊本県環境影響評価審査会意見

標記準備書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[土壌に係る環境その他の環境]

〈土壌〉

排出ガスによるダイオキシン類の土壌汚染の予測・評価の結果については、排出ガス中の濃度ではなく、土壌中のダイオキシン類の濃度で示すこと。

[動物・植物・生態系]

〈全体事項〉

環境保全措置として移植を行う動物及び植物の重要な種について、移植の場所や方法、経過観察の計画等を慎重に検討し、可能な範囲で評価書に具体的に示すこと。

〈植物〉

事業実施区域内に生育が確認された植物の重要な種の保全のため、残地森林及び造成森林の積極的な整備を行うこと。

〈生態系〉

事業実施区域内で1つがいの繁殖の可能性が高いとされているフクロウの保護のため、事業の実施及び事後調査計画の策定に当たっては、以下の点に配慮すること。

- (1) 森林の一部伐採により営巣木が失われる可能性があるため、環境保全措置として工事開始前のフクロウの繁殖期よりも前に、営巣地域から離れた場所に巣箱を設置するよう検討すること。また、巣箱を設置する場合には、巣箱の健全な維持管理に務め、繁殖期の確認調査を行うこと。
- (2) 残地森林を囲むように設置する金網の柵については、夜行性のフクロウが衝突、落鳥しないよう夜間でも視認しやすい色とし、必要以上に高くしないこと。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

〈景観〉

煙突や施設の配置計画や施設内の植生計画等の工夫により、道路沿道から見る景観について配慮すること。